

茨城県内の港湾の一部岸壁供用の開始について【第六報】

鹿島港南航路の航行安全性を確認した結果、3月25日10時から、既に暫定水深で供用をしているD、E、F、G岸壁を利用する船舶の吃水の制限が緩和されましたのでお知らせします。

今回の緩和により、鹿島港南公共ふ頭のD、E、F岸壁は本来水深が確保されました。

1. 利用可能な岸壁の概要（下線表記が今回新たにお知らせするもの）

港(区)名	地区名	岸壁名	水深 ()は吃水 ^{※1}	供用開始日時	備考
茨城港 日立港区	第2ふ頭	2-B	(6.5m)	3/20 13:00	本来水深:-9m
	第5ふ頭	5-D	(9m)		本来水深:-12m
茨城港 常陸那珂港区	北ふ頭	C	-10m	3/22 10:00	※2
		H	-5.5m		—
	中央ふ頭	A	-7.5m	3/15 13:00	耐震強化岸壁
		B	-9m	3/22 10:00	—
茨城港 大洗港区	第4ふ頭	第4ふ頭岸壁	(5m)	3/24 10:00	本来水深:-8m
鹿島港	北公共ふ頭	C	(6m) → (8m)	3/20 13:00 緩和 3/18 17:00 供用	本来水深:-10m
	南公共ふ頭	<u>D</u>	(6m) → <u>-7.5m</u>	3/25 10:00 緩和 3/22 10:00 供用	— 本来水深:-10m
		<u>E</u>	(6m) → <u>-7.5m</u>		
		<u>F</u>	(6m) → <u>-7.5m</u>		
		<u>G</u>	(6m) → <u>(8m)</u>		

※1 吃水表記は、海中に障害物があるため、吃水制限により暫定供用する岸壁。

※2 隣接するB岸壁も一部利用可。

2. 対象船舶

当該公共岸壁の利用については、港湾管理者が認める船舶が対象となります。

3. 岸壁利用に関する手続きの連絡先

茨城県 土木部 港湾課 ^{やなおか}柳岡、^{せいし}勢子 電話：029-301-4516

4. 今後の対応

茨城港及び鹿島港のその他の岸壁においても、損傷が少ないものから応急的に復旧し、また航路等における吃水制限の解除も含め、使用可能な岸壁の拡大を目指して参ります。

本件問い合わせ先

茨城県 土木部 港湾課長 ^{すどう けんいち}須藤 賢一（電話 029-301-4516）
国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課長 ^{ひがしひら のぼる}東 平 伸（電話 045-211-7415）
茨城海上保安部 交通課長 ^{もりはし きよたか}守橋 清隆（電話 029-262-4106）
鹿島海上保安署 次長 ^{たかの よしのり}高野 良則（電話 0299-92-2601）



鹿島港

北公共ふ頭地区C岸壁(-8m)位置図

南公共ふ頭地区D、E、F岸壁(-7.5m)位置

図

南公共ふ頭地区G岸壁(-8m)位置図

図中囲み説明

 : 既に暫定吃水で供用している施設

 : 今回新たに吃水制限が緩和された施設

